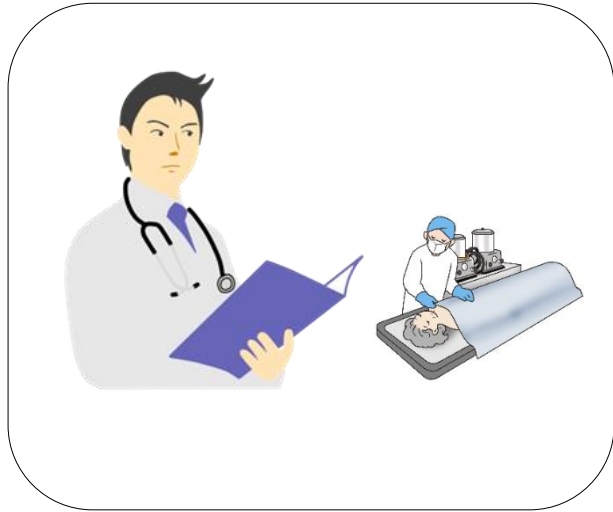


# <薬毒物検査拠点モデル> 具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。

## 【検案医】



### ② 検体を採取

- 検案医が検体を採取して所属医療機関へ持ち帰る

※関係者との連携により別の者が実施することも可能



医療機関

### ③ 検体を郵送

- 法医学教室へ郵送
- 梱包方法など事前に配送業者と調整集荷を依頼することも考えられる



※梱包方法や必要な手続きなど事前に配送業者に確認の上、適切に取り扱うこと

## 【法医学教室】



### <拠点に求められる要件>

- 専門知識を有する教員がいる  
(モデル事業予算で配置も可能)
- 基本的な分析装置・データベースが整備されている  
※モデル事業予算での整備は不可
- 薬毒物検査の実績を有している

### ⑤ 検査結果のフィードバック

- 検出された薬物など結果を検案医にフィードバック

### ④ 検案書の発行

### ① 検案医から遺族への承諾確認、モデル事業への協力依頼

- 事件性のない死体について全数調査を実施
- 侵襲性のある検査については遺族の同意が必要  
※協力依頼や承諾確認は警察が行わないこと  
※また、関係者との連携により別の者が実施することも可能



【遺族】

### 近隣の検案医

- 可能な範囲で取組。
- 連携が可能であれば①～④を同様に実施

### 特定の薬物・化合物について全国的な検査の受け入れ

- 可能な範囲で取組
- 分析可能な機関が全国的に当該拠点のみの場合など特定の薬物・化合物の分析に強みがある場合などが想定される